

第31回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月21日（水） 午後1時30分～午後2時21分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（0名）

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第114号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第115号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第116号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は14名であります。西川推進委員、橋本推進委員、善家推進委員、山本推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第31回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に7番 なす けんいち 那須 健一 委員、8番 やまだ こうじ 山田 耕二 委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。順位3番については該当委員退席後に審議します。
議 長	順位1番について、 ひょうどうまさお 兵頭正男委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号6番 兵頭です。 議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第114号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	1月15日に譲受人、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第114号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	芝推進委員。
芝 委 員	推進委員の芝です。誤字があるのではないかと思いますのですが、書類の許可を受けようとする土地の所有のところですが、こっちの書類の所在地番等のところは鬼北町大字なのですが、下は鬼北港になっていますが、これは間違いじゃないですか。それと、現地調査された中でこの農地は所有権以

	外の使用収益権の欄に何もありませんが、成年後見人制度を利用して保佐人という方が付いておられる以上は、耕作はできない状態ではないかと思うのですが、この農地は今までどのような使用のされ方だったのですか。それとも誰かが利用権設定して借りておられたのか。もし、おられたのであればこの欄に書く必要があると思いますが、その 2 点。それともう 1 点は大農機具又は家畜のところで、導入予定のところのリース 1 となっていますが、管理機のリースというのはあるんですか。それと、4 のところの権利を取得しようとする者がとその世帯員とその行う養畜の事業に必要な農作業の従事状況というのがございます。この中に農作業への年間従事日数これ 160 日と書かれております。この方、643 m²の内、柿が 378 m²、野菜が 265 m²。要するに一般の農業の労働からすると 160 日もいらないのではないかと。その代わり、記載要項の中に備考欄には農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合、その農作業に従事する者がその行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りそれに従事する場合は丸を記載してください。となっていますが、これ 160 日じゃなくて丸でいいのではないかと。その判断だけお願いしたいです。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	1 点目の質問の鬼北港のところなんですけど、ここは申請者の方に訂正をしていただきます。2 点目の今までどのような形で管理をされていたかというご質問ですが、その件に関しては現地調査の際に聞取り等ができておりませんでした。柿が植わっている場所についてはそのまま柿が植わっていたと思うんですけど、畑の方の管理に関しては代理人清水行政書士の方に確認を取ろうと思いますのでそれからの回答ということでよろしいですか。
芝 委 員	今の農業委員さんに説明された案件は現地調査をされての。
事 務 局	その際にですね、今まで誰がどのような形で管理をされていたのかということ聞き取りができておりません。譲渡人の方が当日は欠席でしたので、できていませんでしたので、また、確認を取ってから回答いたします。次に農機具のリースに関してですが、譲受人の山中千里さんの方にどのような形で、例えば他の農家さんから借りるような形のことをリースということを書いてあるのか、もしくは全く別で業者などからリースするのかそこについても確認して回答させていただきます。4 つ目の従事日数のところなんですけど、ここに関してはご本人さんが 160 日はされるということだと思いますので、無理に減らして先ほど言われたように丸を記載しなくてもいいのではないかと思います。以上です。
議 長	確認をせないかん事が多いですので、この案件に関しては今回決をとることを控えて次回以降にしたいと職務代理者、事務局と相談したのですが、農業委員さんどうお考えでしょうか。ということで構わなかったら挙手を

	お願いしたのですが。
	(挙手)
議 長	はい。この案件に関してはもう少しよく調べてそれから総会にかけたいと思いますので事務局と兵頭農業委員、よろしい対応お願いします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸 ^{ひょうどうともゆき} 委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	順位 2 番について、谷口雄記 ^{たにぐちゆうき} 委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 1 1 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 4 号 順位 2 番 説明】
谷 口 委 員	1 月 1 6 日に譲受人、譲渡人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 1 4 号 順位 2 番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	芝推進委員。
芝 委 員	はい。推進委員の芝です。これも同じことなんですけど申請書の 4 の農地法第 3 条第 1 項第 4 号関係の中の農作業の年間従事日数。これも 160 日ですが、この方は会社員です。1 年間 365 日の内の 160 日ありますというのは、休みの日にはあるのかもしれませんが、農業に従事するということにはなかなか難しいのではないですか。だとすると先ほど言ったように記載要領の中の従事日数はこの面積からするとさほどかからないと思うんですが、丸でいいのではないかと思うんですけどその辺の書き方。
谷 口 委 員	14 番谷口です。事務局が返答するのが本当かもしれませんが、私としては農業に対して常時従事するのが 8 時間せないけん 12 時間せないかんという問題ではなくて、例えば兼業で農業やられている方につきましては会社の仕事が終わってからの 1 時間 2 時間を農業に費やしたことも 1 日だと僕は考えますので、その方が自分の意志で言っているわけですので僕はそういう形の表現よりは 160 日空いた時間を農地として買い入れたところで作

	業していきたいと考えているのではないかと思いますので、そこら辺はご理解のほどで審議していただきたいと考えております。
議長 (兵頭委員)	ただいまの谷口雄記委員からの答えにつきましてご質問ありますか。
清家委員	ちょっといいですか。
議長 (兵頭委員)	はいどうぞ。
清家委員	9番清家ですけど。基本的に事務局としては1日何時間したら該当日数1日になると考えを持たれているのか。私としては谷口委員さんの意見に賛成で、こういう高齢化の時代になってくると1日8時間でカウントするのは非常に難しい。物理的にも。だからその辺はやっぱり今、谷口委員が言われたみたいに臨機応変な考え方それをすべきじゃないかと思います。
議長 (兵頭委員)	事務局お願いします。
事務局	はい。事務局としても先ほど谷口委員、清家委員が言われたように1日何時間と特に定めているわけではありません。
議長 (兵頭委員)	という答えなんですけど各委員さんどう思われますか。結局、今、夏はものすごく高温でそれでも(聞取り不可)1日は1日になるんですけど委員さんがどう思われているかきっちり8時間は難しいと思います。委員さんの意見なのかそれとも事務欲の意見を通してもらうか。どうおもわれますか。何かご意見のある方。
山本委員	はい。
議長 (兵頭委員)	お願いします。
山本委員	議席番号2番山本です。今、事務局の方から説明有りましたけど、私も個人的にはですね1日2時間とか規定細かくは見てないんですけどそういう趣旨ではないと思います。例えばカウント的にですね例えば1年間に150回160回、ある程度農業に従事していますよ。のこのために150日や160日の数字を作ったのではないかと思いますので、わざわざ1日24時間ありますけどその内5時間とか6時間とかそういう意味ではないと思いますので、例えば今言われるみたいにちょっと庭先でですね5分でも10分でも見るだけでもそれは1日と考えてもいいのではないかと思います。
芝委員	いいですか。
議長 (兵頭委員)	お願いします。
芝委員	ここの問いは何かいうのはこの下の記載要領を読んでいただいたらと思うんですが、備考欄には農作業への従事日数が年間150日に達する者がいな

	い場合にその農作業に従事する者がその行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は丸を記載してください。とこなっています。無理に 160 日、140 日、180 日と実際に従事されるんでしたら結構ですがこの面積からしたらそんなにはかからないと思う。だからここは無理に日数を書くのではなくて丸でいいのではないですか。
清 家 委 員	はい。いいですかこれは面積がどうという話ではなくて、私としては自己申告でそれを承認すればいいという風に思います。そこにこだわり 1 時間とか 20 分とか 8 時間とかこだわる必要はないと思うんです。従事日数をカウントするのは自己申告でいいと思います。
谷 口 委 員	14 番谷口です。私も清家委員と同じで要するに面積が(聞取り不可)しかなくても随時見て草を引けばそれは農作業やと思うし、100 町も 200 町も世話している人がそしたらその人は 1 日に 24 時間しかないのを 60 時間やれということにもつながりかねるので、僕は畑を見るだけでも一つの仕事やと思って農業委員会としてはそういう理解をしながらやっていかないけんと思うし、ましてや本人が 160 日そういう少ない面積でも覗きたいという気持ちは農業委員として汲んでいくべきやないかなと考えますので、そこを検討してもらってよろしくお願いします。
議 長 (兵 頭 員)	私の意見としてはもう皆年も取っとるしきっちり若い者みたいな仕事もできんと思いますので、ある程度その農地を管理していたらある程度その申請者のご意見を聞いたらと思うんですけどどうでしょうか。何か反対意見ありませんか。
委 員	いいです。
議 長 (兵 頭 委 員)	はい。そういう意見も多いですのでそういう風にやらしてもらいます。
議 長 (兵 頭 委 員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 114 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵 頭 委 員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 114 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵 頭 委 員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。

議 長	やまもの ぶお 山本伸男委員は退席願います。
議 長	順位 3 番について、松浦 栄 委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号 4 番 松浦です。 議案第 1 1 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 4 号 順位 3 番 説明】
松 浦 委 員	1 月 1 5 日に譲受人、井伊推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 1 4 号 順位 3 番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 1 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	事務局はやまもの ぶお 山本伸男委員を呼んでください。
	やまもの ぶお (山本伸男委員 着席)
議 長	順位 4 番について、山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 1 1 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 4 号 順位 4 番 説明】
山 本 委 員	1 月 1 5 日に譲受人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 1 4 号 順位 4 番 説明】

山 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第3 議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である ^{ひょうどうともゆき} 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	順位1番について、 ^{たにぐちゆうき} 谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号14番 谷口です。 議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第115号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	1月16日に譲受人、譲渡人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第115号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第115号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願い

	いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	順位 2 番について、 ^{やまもとやすひろ} 山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 1 1 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 5 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	1 月 1 5 日に譲受人、譲渡人、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 1 5 号 順位 2 番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 1 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 4 議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。順位 1 番から 1 6 番までを一括審議し、順位 1 7 番から 2 4 番については該当委員退席後に審議します。

	事務局より説明願います。
事務局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の 大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 6 号 順位 1 番から 1 6 番まで 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位 1 番から 1 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規 定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 1 番から 1 6 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙 手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取に ついて」、順位 1 番から 1 6 番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	やまもとのぶお 山本伸男委員は退席願います。
	やまもとのぶお (山本伸男委員 退席)
議長	それでは順位 1 7 番から 2 4 番について事務局より説明願います。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 6 号 順位 1 7 番から 2 4 番まで 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、順位 1 7 番から 2 4 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規 定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 1 7 番から 2 4 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、 挙手をお願いいたします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 7 番から 2 4 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は山本伸男 ^{やまもとの ぶお} 委員を呼んできてください。
	^{やまもとの ぶお} (山本伸男委員 着席)
議 長	それでは順位 2 5 番から 3 2 番について事務局より説明願います。
	【議案書に基づき、議案第 1 1 6 号 順位 2 5 番から 3 2 番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 2 5 番から 3 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 2 5 番から 3 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 1 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 2 5 番から 3 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 3 1 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	7 番
	8 番